

子どもたちと向き合う時間の確保に関する意見書

改正義務教育標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられる。今後、小学校に留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要である。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠である。

そのうえ、文科大臣も、改正義務教育標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及している。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

また、就学援助受給者の増大にあらわれているように、社会全体として低所得者層の拡大・固定化がすすんでおり、所得の違いが教育格差につながってきている。

国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることは憲法で保障されている。子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠である。日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人当たりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。教育予算を国全体として、しっかりと確保・拡充させる必要がある。

よって、下記の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

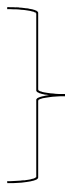
- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月30日

豊岡市議会

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣



殿